

放射線療法・化学療法等施設設備整備事業補助の概要

平成20年度開始事業

(目的)

都内のがん医療の中心的な役割を担うがん診療連携拠点病院及び都認定がん診療病院における集学的治療の実施体制の充実、並びに精密検査精度の更なる向上を図るための施設設備整備に要する経費の一部を助成することにより、都民への良質かつ適切ながん医療の提供体制を確保する。

(補助対象)

(1) 放射線治療機器整備事業【設備整備】

がんに係る放射線治療用の直線加速装置（リニアック）の整備を行う設備整備事業（当該直線加速装置の整備に必要な治療室等の改修を含む。）

* 放射線治療用の直線加速装置及びその付属機器の備品購入費、並びに当該機器及び付属機器設置に必要な治療室等の改修に係る工事費又は工事請負費

(2) 外来化学療法室整備事業【施設整備・設備整備】

がんに係る外来化学療法を実施するための治療室の整備のための改修等の施設整備及び専用機器等の整備を行う設備整備事業

* 外来化学療法を実施するための専用の治療室等の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費【施設】
* 外来化学療法を実施するための専用のベッド（点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む。）、当該化学療法の実施のための製剤処理を行うための設備（クリーンベンチ等）その他専用治療室に必要な設備の整備に要する備品購入費【設備】

(3) 乳がん精密検査機器整備事業【設備整備】

乳がん精密検査のため、MRI装置に装填する乳がん用マンモコイルの整備を行う設備整備事業

* MRI装置に装填する乳がん用マンモコイル及びその付属機器等の整備に要する備品購入費

(整備条件)

(1) 放射線治療機器整備事業【設備整備】

- ・ 直線加速装置を保有していない又は既存機器が取得後10年以上経過
- ・ 放射線療法を専ら担当する常勤の医師、診療放射線技師の配置（いずれも放射線治療に係る経験を5年以上有すること）
- ・ 近隣医療機関からの患者受入、放射線療法に係る研修の実施又は協力を行うこと

(2) 外来化学療法室整備事業【施設整備・設備整備】

- ・ 外来化学療法を実施するための専用機器等を備えた治療室の保有
- ・ 化学療法を専ら担当する常勤の医師、化学療法の調剤を専ら担当する常勤の薬剤師の配置（いずれも化学療法の経験を5年以上有すること）
- ・ 化学療法を専ら担当する常勤看護師が、化学療法を実施している時間帯において治療室に常時配置（化学療法の経験を5年以上有すること）
- ・ 近隣医療機関からの患者受入、化学療法に係る研修の実施又は協力を行うこと

(3) 乳がん精密検査機器整備事業【設備整備事業】

- ・ 専ら画像診断を担当した経験を5年以上有する医師、専ら画像診断を担当する診療放射線技師の配置
- ・ 近隣医療機関からの患者受入

《整備条件に係る施設の状況報告》

整備条件に係る施設の状況について、事業完了後5年間、毎年度知事の定める日までに報告を提出する。（関係事業区分に関するもののみ）

(1) 放射線治療機器整備事業関係

- ・ 直線加速装置（リニアック）による治療件数
- ・ 上記のうち近隣医療機関等からの紹介患者の治療件数
- ・ 放射線療法に係る研修等の実施回数
- ・ 放射線療法を専ら担当する医師、診療放射線技師数等

(2) 外来化学療法室整備事業関係

- ・ 外来化学療法室における治療件数
- ・ 上記のうち近隣医療機関等からの紹介患者の治療件数
- ・ 化学療法に係る研修等の実施回数
- ・ 化学療法を専ら担当する医師、看護師及び薬剤師数

(3) 乳がん精密検査機器整備事業

- ・ マンモコイルを装着したMRI装置による乳がん精密検査の実施件数
- ・ 上記のうち近隣医療機関等からの紹介患者の治療件数
- ・ 専ら画像診断を担当した経験を有する医師数
- ・ 専ら画像診断を担当する診療放射線技師数

(補助率) 3分の1 (各事業共通)